

令和7年度大津市企業局入札・契約制度の概要

令和7年（2025）年4月1日

はじめに

大津市企業局では、入札・契約過程の公正性、経済性、履行の確実性及び透明性を高め、さらなる競争性の確保・向上を図るとともに、事務の効率化等を目指して入札・契約制度の改正を行いました。

以下、令和7年度の改正内容や制度の概要等を下記のとおりお知らせします。

1. 令和7年度制度等の主な改正の概要について

(1) 少額随意契約の基準額変更について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（企業局においては地方公営企業法施行令第21条の13）に定める少額随意契約の基準額について、法令改正に伴い基準額を下記のとおり見直しすることとなりました。

- ① 工事又は製造の請負 200 万円
- ② 財産の買入れ 150 万円
- ③ 物件の借入れ 80 万円
- ④ 財産の売払い 50 万円
- ⑤ 物件の貸付け 30 万円
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか 100 万円

(2) 建設工事の入札発注基準に主観的評価点を加点します。（令和8年度6月～）

大津市企業局の建設工事の入札における発注については、受注希望型指名競争入札発注基準を設けており、各事業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（客観点）に基づき、入札参加業種ごとに設計金額に応じたランク付けを行っています。

制度改正は、工事の規模や内容により建設業者の的確な履行能力を適切に評価し工事品質の向上を図ることに加え、大津市企業局と建設業者が一体となって災害に備えた地域の防災力強化等に取り組んでいく体制を整えるため、これまでの客観点に主観的評価を行った点数を加点した総合点数でのランク付けによる発注基準に改正するものです。

改正基準の導入開始日は、令和8年度（令和8年6月1日から）の発注基準から適用します。

発注基準については、毎年度の6月1日に変更します。

なお、管工事の申請に関する詳しい情報については改めて周知します。

（参考：<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1219/g/14/001/66094.html>）

2. 大津市企業局への競争入札（見積提出）の参加について

建設工事等の指名競争入札に参加しようとする者は、それぞれの案件に対応して大津市に建設工事入札参加申請書、測量及び建設コンサルタント等入札参加申請書、物品供給等入札参加申請書、委託業務入札参加申請書を提出し、承認を得ていることが入札（見積提出）参加条件となります。（特殊性のあるものは大津市への申請に加え、企業局へも申請書の提出が必要です。）

また、下記に記載の条件のほか、一般競争入札公告や募集案内等に記載の条件を満たしていることが必要です。

(1) 県・市の入札参加資格審査申請の受付及び審査の一部の共同化及び企業局の管工事等への入札参加資格申請手続きについて

① 県・市の入札参加資格審査申請の受付及び審査の一部の共同化

建設工事、測量及び建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請の受付及び一部を、滋賀県と滋賀県内各市町で共同化しています。

ア 申請の電子化 … インターネットによる電子申請

イ 基準日の変更 … 審査基準日は直前決算日

ウ 申請期間の変更 … 4月1日～12月下旬

エ その他 … 詳細は、滋賀県ホームページ「滋賀県市町工事等入札参加資格審査申請受付・審査の共同化について」をご覧ください。

② 企業局の管工事等への入札参加資格申請手続きについて

大津市企業局が発注する水道、ガスパ布設工事、建設コンサルタント（上水道、下水道）の入札参加を希望する場合、大津市への申請に加えて、企業局にも別途参加資格確認申請の提出を求めています。

指定の時期（12月から1月予定）に、同申請の提出が必要です。毎年12月上旬に大津市企業局のホームページで告知する予定をしています。

3. 発注見通しに関する事項の公表

建設工事と建設工事に係る委託業務について、当該年度に発注することが見込まれるものを対象に毎年度4月1日以後に発注見通しを公表しています。なお、建設工事は1件の予定価格が250万円以上、建設工事に係る委託業務は1件の予定価格が100万円以上のものを対象としています。

また、7月、10月、1月の3回、年度当初に公表した発注見通しに追加又は変更があれば、それらを公表しています。

4. 入札方式について

《建設工事、建設工事に係る委託業務》

入札方式	対象案件
一般競争入札	① 10 億円以上の工事 ② 内容に特殊性があり、指名競争入札に抛りがたい工事（委託） 【建設工事】 予定価格が 200 万円を超えるもので以下の案件 『開発事業に係る給配水施設工事（自主施工）と同事業地域内で施工するガスパ布設工事』のうち、<u>水道工事と共同施工でないもの。</u> 『開発事業地域外で施工する供給申請に伴うガス本支管布設工事』 『配水管未整備地域に対する給水申請に伴う配水管布設工事』 『特殊性のあるもの（市内業者において施工が困難であると判断される工事）で、土木・建築・電気・電気通信工事のうち実績、技術者等の入札参加要件を付すもの』 『上水道、下水道施設に係る水処理機械設備工事』 『鋼管溶接を伴う、ガスパ布設工事、整圧器設置工事、鋼管用バルブ設置工事』 『水道管橋梁添架工事』 『下水道管渠更生工事』 【測量・建設コンサルタント等】 予定価格が 100 万円を超えるもので以下の案件 『建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）』『建設コンサルタント（下水道）』のうち業務区分が「高難度」または「高度」のもの 『地質調査』 『特殊性があり実績等入札参加要件を付すため入札参加申請書により業者が限定できないもの』 【建築士事務所】 予定価格が 1,000 万円以上のもの ※本市の指名願に建築士事務所を希望業種としているものを対象
受注希望型指名競争入札	【建設工事】 予定価格が 200 万円を超え 10 億円未満のもの 『受注希望型指名競争入札発注基準に定める業種』 【測量・建設コンサルタント等】 予定価格が 100 万円を超えるもので以下の案件 『建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）』『建設コンサルタント（下水道）』のうち業務区分が「普通」のもの 【建築士事務所】 予定価格が 1,000 万円未満のもの
指名競争入札	【建設工事】 『前記以外のもの』 【測量・建設コンサルタント等】 『測量』『建設コンサルタントで一般競争入札又は受注希望型指名競争入札以外のもの』等

《物品調達・役務契約》

入札方式	対象案件
一般競争入札 指名競争入札	【物品】 予定価格が 150 万円を超えるもの 【役務】 予定価格が 100 万円を超えるもの

5. 入札方法等について

項目		内容
入 札 方 法 等	一般競争入札	【公告方法：公告の日は、原則、月曜日と水曜日】 《建設工事、建設工事に係る委託業務》 ・電子入札システム（入札情報公開システム）、大津市企業局契約管財課での閲覧 ・業界新聞への掲載 《物品調達・役務契約》 ・大津市企業局ホームページ、大津市企業局契約管財課での閲覧 ・業界新聞への掲載 【方法】 《建設工事、建設工事に係る委託業務》 ・原則、事前申請（審査）型の電子入札システム 《物品調達・役務契約》 ・原則、事前申請（審査）型の郵便入札
	受注希望型 指名競争入札 《建設工事、建設工事に係る委託業務のみ》	【受注希望型募集案内：公表の日は、原則として水曜日。指名通知は随時】 ・電子入札システム（入札情報公開システム）、大津市企業局契約管財課での閲覧 ・業界新聞への掲載 【指名通知方法】 《建設工事、建設工事に係る委託業務》 ・電子入札システム 《物品調達・役務契約》 ・郵送、電子メール、ファックスによる連絡
	指名競争入札	【方法】 《建設工事、建設工事に係る委託業務》 ・電子入札システム 《物品調達・役務契約》 ・原則、事前申請（審査）型の郵便入札

6. 予定価格と最低制限価格制度

(1) 予定価格の公表

大津市企業局では、入札案件となる建設工事、工事に係る委託業務及び役務契約における予定価格は事後公表としています。なお、物品調達においては、非公表としています。

(2) 最低制限価格の公表

ダンピング受注等を防止する目的から、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を下回った価格をもって入札した者を落札者とし、ない制度を、建設工事、工事に係る委託業務及び役務契約（設定がある場合）において適用しており、事後公表としております。なお、物品調達においては、設定していません。

7. 発注基準（建設工事）

(1) 経営事項審査に関する基準

① 一般競争入札

過去の発注基準等を比較・検討し、その都度決定します。

② 受注希望型指名競争入札発注基準

〔水道、ガス管布設工事に関するもの〕

入札参加業種	許可建設業の種類	適用設計金額 (単位：千円)	総合評定値	
			特定許可	一般許可
水道管布設工事	水道施設工事 かつ管工事	100,000～1,000,000 未満	730～	—
		20,000～100,000 未満		730～
		2,000～20,000 未満	～729	
ガス管布設工事	土木一式工事 かつ管工事	100,000～1,000,000 未満	750～	—
		20,000～100,000 未満		750～
		2,000～20,000 未満	～749	
共同（水道 及びガス） 管布設工事	土木一式工事、水道 施設工事かつ管工事	100,000～1,000,000 未満	730～	—
		20,000～100,000 未満		730～
		2,000～20,000 未満	～729	

※水道、ガス管布設工事（水道管橋梁添架工事、ガス鋼管工事、給排水工事等を除く）の入札に参加しようとするものは、大津市への入札参加申請書の提出に加え、大津市企業局へも管布設工事入札参加資格確認申請書を提出していることが条件です。

※特定許可については、水道管布設工事は水道施設工事、ガス管布設工事は土木一式工事、共同（水道及びガス）管布設工事は水道施設工事かつ土木一式工事の特定許可を保有する者を対象とします。

〔土木一式工事等に関するもの〕

入札参加業種	許可建設工事の種類	適用設計金額 (単位：千円)	総合評定値	
			特定許可	一般許可
土木一式工事	土木一式工事	100,000～1,000,000 未満	900～	—
		50,000～100,000 未満	800～899	—
		35,000～50,000 未満	750～799	750～
		20,000～35,000 未満	710～749	
		12,000～20,000 未満	670～709	
		8,000～12,000 未満	630～669	
		5,000～8,000 未満	585～629	
		2,000～5,000 未満	～584	
建築一式工事	建築一式工事	80,000～1,000,000 未満	800～	—
		15,000～80,000 未満	635～799	—
		2,000～15,000 未満	～634	
舗装工事	舗装工事	50,000～100,000 未満	815～	—
		10,000～50,000 未満		815～
		5,000～10,000 未満	630～814	
		2,000～5,000 未満	～629	
電気設備工事	電気工事	50,000～1,000,000 未満	765～	—
		10,000～50,000 未満		765～
		2,000～10,000 未満	～764	
給排水冷暖房工事	管工事	50,000～1,000,000 未満	780～	—
		20,000～50,000 未満		780～
		2,000～20,000 未満	～779	
造園工事	造園工事	10,000～50,000 未満	700～	
		2,000～10,000 未満	～699	
解体工事	解体工事	10,000～50,000 未満	550～	
		2,000～10,000 未満	指定なし	
防水工事 塗装工事 交通安全施設工事 など	案件に応じて 別途指定する	2,000～500,000 未満	案件に応じて 別途指定する	

※上記に加えて、下記の条件が必要となります。

1. 経営規模等評価における完成工事高の 2 年平均又は 3 年平均が 3,000 千円以上あること
2. 営業年度の直前 15 年間に於いて同種工事の施工実績を有しており、建設工事入札参加申請書に添付した工事経歴書に記載されていること

〔受注希望型指名競争入札大規模工事発注基準（市長部局と同様）〕

入札参加業種	適用設計金額 (単位：千円)	業者区分別総合評定値基準		
		市内業者	市外業者〔県内〕 (本社が滋賀県内)	市外業者〔県外〕 (本社が滋賀県外)
土木一式工事	800,000～1,000,000 未満	900～	1,000～	1,200～
	100,000～800,000 未満		—	—
建築一式工事	800,000～1,000,000 未満	800～	1,000～	1,200～
	100,000～800,000 未満		—	—
舗装工事	100,000～	原則として、案件に応じて個別に条件を定めた 制限付一般競争入札とする。		
	50,000～100,000 未満	815～	—	—
電気設備工事	150,000～1,000,000 未満	765～	800～	900～
	50,000～150,000 未満		—	—
給排水 冷暖房工事	150,000～1,000,000 未満	780～	850～	900～
	50,000～150,000 未満		—	—

※上記に加えて、下記の条件が必要となります。

1. 対象となる工事に係る建設業許可において、特定建設業の許可を有していること
2. 大津市内に営業所（参加業種に対応する建設業法の許可を受けた事業所及び営業所に限る）を有すること
3. 営業年度の直前 15 年間に於いて同種工事の施工実績を有しており、建設工事入札参加申請書に添付した工事経歴書に記載されていること

(2) 実績に関する基準

一般競争入札

区分	予定価格	基準
建設工事	2,500 万円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (実績に係る請負金額が 200 万円を超えるもの。ただし、令和 6 年度以前の実績の場合は 130 万円を超えるものとする。)
	2,500 万円以上 5,000 万円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (実績に係る請負金額が 500 万円以上のもの)
	5,000 万円以上 1 億円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (実績に係る請負金額が 2,500 万円以上のもの)
	1 億円以上 2 億円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (実績に係る請負金額が 5,000 万円以上のもの)
	2 億円以上	当該建設工事と同種の元請実績 (実績に係る請負金額が 1 億円以上のもの)

1. 施工実績は指定する期間において、既に完成し、引渡し完了している工事に限ります。
なお、実績基準については、案件により変更する場合があります。
2. 施工実績の確認方法は、契約書（写し、仕様書等含む）の提出で行いますが、この工事実績が（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS）に登録されている場合には、契約書の提出は不要とし、その登録が確認できる書類を提出してください。

3. 施工実績要件は最大 15 年の範囲内で設定します。

8. 発注基準（建設コンサルタント）

(1) 上水道及び工業用水道部門

入札 方式	業務 区分	業務内容の例示	配置技術者資格	市内業者 総合数値	市外業者 総合数値
一般競争 入札	高難度	・浄水場の設計 ・配水池（大容量）の設計 ・ポンプ場の設計 ・中央監視制御設備の設計 ・施設の耐震診断に係る設計 ・根幹的な基本計画及び整備計画策定 ・許認可を伴う事業計画に係る設計 等	管理技術者 技術士 （部門指定） 照査技術者 技術士・技術管理者・ RCCM のうちいずれか （部門指定）	170～ 【実績】	250～ 【実績】
	高度	・配水池（小容量）の設計 ・簡易なポンプ場の設計 ・施設の一部に係る電気、機械設備設計 ・添架管を含む送、配水管の設計 ・推進工法を含む送、配水管の設計 等	管理技術者 技術士・技術管理者・ RCCM のうちいずれか （部門指定） 照査技術者 技術士・技術管理者・ RCCM のうちいずれか （部門指定）	170～ 【実績】	250～ 【実績】
受注希望型 指名競争入札	普通	・開削工法による送、配水管の設計 ・簡易な添架管を含む送、配水管の設計 ・簡易な推進工法を含む送、配水管の設計 等		170～ 【実績】	250～ 【実績】
				150～	200 ～249
					170 ～199

1. 発注する区分は、設計金額によるものとします。
2. 総合数値は、本市が通知した入札参加資格確認書の数値が対象となります。
3. 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の上水道及び工業用水道部門とします。
4. 管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。
5. 特に実績を必要とするものについては、同種の業務実績を有することを入札参加条件に追加する場合があります。
6. 上表の業務内容は標準的な提示であり、設計条件等に応じて業務区分を変更する場合があります。

(2) 下水道部門

入札 方式	業務 区分	業務内容の例示	配置技術者資格	市内業者	市外業者
一般競争入札	高難度	・ 処理場の設計 ・ ポンプ場の設計 ・ 雨水吐室の設計 ・ 処理場に直接流入する幹線管渠の設計 ・ 施設の耐震化に係る調査、診断、設計 ・ 根幹的な基本計画及び事業計画策定 等	管理技術者 技術士 (部門指定) 照査技術者 技術士・ 技術管理者・ RCCMのうち いずれか (部門指定)	市内に本社を有し、登録規程の資格を有し、かつ、同種の官公庁元請の実績を有するもの	入札参加申請において当該業務を第1または第2希望として登録し、同申請に添付した現況報告書の直近2年平均完成業務高が5億円以上であり、かつ、同種の官公庁元請の実績を有するもの 入札参加申請において当該業務を第1または第2希望として登録し、同申請に添付した現況報告書の直近2年平均完成業務高が5億円未満であり、かつ、同種の官公庁元請の実績を有するもの ただし、同完成業務高が市内営業所を有するものは7,000万円以上、市内営業所を有しないものは1億5,000万円以上のもの
	高度	・ 推進工法を伴う設計 ・ 特殊な工法を伴う設計 ・ 簡易なポンプ場の設計 ・ 施設の一部に係る電気、機械設備設計 等	管理技術者 技術士・ 技術管理者・ RCCMのうち いずれか (部門指定) 照査技術者 技術士・ 技術管理者・ RCCMのうち いずれか (部門指定)	市内に本社を有し、登録規程の資格を有するもの	入札参加申請において当該業務を第1または第2希望として登録し、市内に営業所を有し、かつ、同申請に添付した現況報告書の直近2年平均完成業務高が7,000万円以上のもの
受注希望型指名競争入札	普通	・ 開削設計、その他一般的な工法による設計 等	管理技術者 技術士・ 技術管理者・ RCCMのうち いずれか (部門指定) 照査技術者 技術士・ 技術管理者・ RCCMのうち いずれか (部門指定)	市内に本社を有し、登録規程の資格を有するか、又は、認定を受けているもの 市内に本社を有し、登録規程の資格を有するもの	

1. 発注する区分は、設計金額によるものとします。
2. 登録規程の資格とは、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の下水道部門をいいます。
3. 管理技術者、照査技術者は、技術士、技術管理者、RCCMのうちいずれか（部門指定）とします。
4. 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の下水道部門とします。
5. 管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。
6. 特に実績を必要とするものについては、同種の業務実績を有することを入札参加条件に追加する場合があります。
7. 上表の業務内容は標準的な提示であり、設計条件等に応じて業務区分を変更する場合があります。

9. 建設工事の工事現場に配置すべき技術者等

より適正な施工体制の確保と建設業の健全な育成を図ることを目的に、建設工事毎に配置される現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）について下記のとおりとしています。

現場代理人について

現場代理人は、契約条項により工事現場に常駐（常駐とは、工事期間中特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するもので、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたもの。）し、その運営、取締り等を行うこととしているため、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等のいずれも兼務することはできません。ただし、大津市と同じく代表者については現場代理人の兼務が可能です。加えて、代表者は現場代理人だけでなく、他の工事の主任技術者等を兼ねることも可能とします。（請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事となる場合を除く。また、施工内容に不備が生じた場合などは、現場代理人の兼務を解除し、もしくは以降の兼務を許可しないことがあります）。また、同一及び隣接する工事現場の現場代理人と主任技術者等は主任技術者等の資格を有していれば兼務することは可能です。なお、現場代理人の拘束期間は、実質上現場施工が完了した日までとし、他の契約案件に係る現場代理人になることができるのは、本市監督員が認めた日〔完工届検査願を受理した日〕以降とします。

主任技術者等について

工事現場には、建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者、又は同法同条第 2 項に規定する監理技術者を配置する必要があります。主任技術者は工事現場における建設工事における施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督を行います。また、直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は、8,000 万円以上）となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を配置する必要があります。

主任技術者等については、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事の場合専任の技術者となるため、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等を兼務することはできません。

なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を受ける監理技術者の専任義務の緩和については、次項に記載のとおりとします。

建築業法改正に伴う監理技術者の専任の緩和について

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける技術者を配置する場合（以下「専任特例」という。）の取り扱いは、以下のとおりとします。

なお、大津市企業局発注の工事のうち、専任特例の技術者を配置できる工事については、特記仕様書に要件を明記します。

(1) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける主任技術者等の専任義務の緩和（以下、「専任特例 1 号」という。）に必要な条件

- ①各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- ②工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
- ③下請次数が 3 を超えていないこと。
- ④専任特例 1 号による技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者に限る。）を各工事に配置すること。

⑤当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

⑥人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。

⑦主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

⑧兼務する建設工事の数は、2を超えないこと

(2)建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の専任義務の緩和（以下、「専任特例2号」という。）に必要な条件

①当初設計額（税込）が2億円未満の工事

②施行場所が津市内であること。

③兼務する建設工事の数は、2を超えないこと

※同一の監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできません。

継続雇用について

現場代理人、主任技術者等は、直接的かつ恒常的に雇用されていることが必要となります。

直接的とは、現場代理人、主任技術者等との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。恒常的とは、入札の申込みのあった日以前に3か月以上【入札の申込みのあった日：一般競争入札＝入札公告の日、指名競争入札＝入札執行日、随意契約＝見積提出日】にわたり勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいいます。

なお、派遣社員や在籍出向者を現場代理人、主任技術者等として配置はできません。また、雇用関係の確認については現場代理人が主任技術者等を兼ねていない場合のみ行います（兼務の場合は、入札参加申請書で確認済みのため不要）。「現場代理人・主任技術者等届」の提出時に直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証、給与台帳の写し等）を提出してください。

技術者の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている現場代理人、主任技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、真にやむを得ない場合のみとします。

なお、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

舗装工事における舗装施工管理技術者の配置について

舗装工事の施工品質の向上のため、受注者と直接雇用の関係にある1級又は2級の舗装施工管理技術者を配置要件としています。

※特記仕様書に記載された工種の現場作業時における舗装施工管理技術者の工事現場への専任を求めることとし、特記仕様書にも当該内容を明記し、契約条件としています。

※配置する舗装施工管理技術者は、契約締結時に現場代理人及び主任技術者等届出書とともに、配置する舗装施工管理技術者の資格証及び直接かつ継続雇用が確認できる書面（健康保険証等）を提出してください。

※舗装工事の現場作業が行われていない期間は、工事打合簿等の書面によりその期間を発注者に対し明確にすることで、工事現場への専任を必要としないことができます。

※舗装施工管理技術者の配置は現場代理人、主任技術者等との兼務を妨げるものではありません。

10. 入札の方法

(1) 入札の実施

入札は、公告に指定された日時及び場所（指名競争入札の場合は通知書に記載）に本人が出席して行うことを原則としています。しかし、委任状が提出された場合は代理人が出席して行うことも差し支えありません。なお、入札を辞退した者、入札に全く関係のない者（第三者等）の出席は認めません。

また、公告により書留郵便での入札がありますが、この場合は所定の期日までに入札書が到着することを要件とし、期日までに到着しない場合はその入札は無効とします。なお、郵便入札の場合の入札書記載の日付は、原則、開札日とします。

電子入札の場合は入札書受付開始日時から入札書提出締切日時までに電子入札システムにより、入札書を提出してください。

(2) 入札の無効（次のような場合の入札は無効とします。）

- ① 法令及び大津市契約規則等に違反したとき
- ② 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ③ 入札金額を訂正した入札
- ④ 入札に関する条件に違反した入札
 - (ア) 委任状を提出しない代理人の入札
 - (イ) 郵便入札は認めないとした場合にかかわらず郵送された入札
 - (ウ) 郵便入札は認めたが、所定の場所に所定の日時までに到達しない入札
 - (エ) 入札書に記名押印のない入札（電子入札による場合は除く）又は誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
 - (オ) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (カ) 総額について落札者を決定すべき旨を告げて入札に付した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき
 - (キ) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をしたとき
 - (ク) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

⑤ 無効の入札

以上の理由に基づく無効入札があった場合に、1番札が無効の場合は2番札を、1番札、2番札がともに無効の場合は3番札を落札者とする。

(3) 入札の書き換え、引き換え、撤回の禁止

入札書を提出した後における書き換え、引き換え又は撤回はできないものとします。この場合の提出した時とは、入札書を持参する場合は、入札書を入れるべき入札箱に投函した時、郵送の場合は入札執行者がこれを受付した時、電子入札の場合は入札書提出を行い正常に送信が完了した時、電子入札時の紙による入札書提出の場合は提出書類が受付られた時とします。

(4) 工事及び工事に係る委託業務における入札の質問・回答について

工事及び工事に係る委託業務（電子入札により入札執行する案件）における入札に関する質問・回答は、大津市入札情報公開システム内で回答します。（質問書は、大津市入札情報公開シ

システム内の各発注情報の添付ファイルにあります。また、質問書は E-mail により送信（送信後、送信した旨、要電話）してください。）

E-mail アドレス (nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp)

11. 入札の成立について

一般競争入札においては競争入札に付する工事等の概要等を示した公告を行い、広く応札者を募る方式であり、指名競争入札は競争に付する工事の規模、技術的適性等を考慮して発注者が指名業者を選定して競争入札を行う方式です。このため、一般競争入札については初回入札で応札者が 1 者であっても競争性は確保されていると判断し、その応札者の入札は有効と認め入札価格が予定価格を下回っていれば落札者としします。

これに対して、指名競争入札の場合は初回入札で指名業者が入札辞退等により応札者が 1 者となったとき、その入札は不成立となります。

12. 入札不調により同案件を同条件で募集する際の指名対象業者の取り扱いについて

受注希望型指名競争入札において、3 者以上に指名通知をしたものの、応札者が 1 者以下であった場合は、大津市契約規則第 16 条の 2 の規定により、当該入札は成立せず不調とします。

また、同案件を同条件で再度募集をする際には、募集要件を見直すことにより対象業者を変更し、指名替えをすることとします。なお、不調となった入札において入札参加申請のあった者については、再度の募集時の要件に関わらず、応札の希望がある場合、指名対象に含むこととします。

なお、不調となった案件を一般競争入札で行う場合は、一般競争入札の求める要件を満たす者を参加資格者としします。

13. 再度の入札

(1) 再度の入札の要件

開札の結果、入札参加者の入札価格のうち、予定価格の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札に付することとします。

ただし、指名競争入札の場合、無効又は失格を除き再入札予定者が 1 者以下になったときは、再度の入札は行わないものとします。

(2) 再度の入札の実施

- ① 入札執行回数は 3 回までとします。
- ② 第 1 回目の入札が郵便入札の場合は再度の入札についても郵便入札によります。
- ③ 再度の入札の実施は、原則次回の入札日とします。
- ④ 再度の入札に付す場合、対象者に対して速やかに再入札通知書にて通知しますので、期日までに電子入札システム（1 回目の入札で紙入札の場合は、再度の入札も紙入札）にて手続きを行ってください。
- ⑤ 再度の入札をしても落札者がいない場合は、再度の入札の手續に準じて第 3 回目（最終）の入札を執行します。
- ⑥ 指名競争入札の場合、再度の入札（第 2 回目）で応札者が 1 者の場合は入札を打ち切りま
す。また、再度の入札ののち、第 3 回目の入札で応札者が 1 者の場合は入札を打ち切りま
す。但し、応札した 1 者と随意契約に移行する場合があります。

（※随意契約に移行した場合は、あらためて見積書を徴収し、予定価格の範囲内において

のみ随意契約することとします。)

なお、一般競争入札の場合は、1 者の入札でもそのまま入札執行することとします。

14. 同価入札に対する落札者の決定方法

落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。くじを引く順番については当事者間の了解を得て決定します。

同価入札はくじを引く義務を有するものであり、落札者の決定においては辞退をすることはできません。くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせることとします。

電子入札による入札の場合は、電子くじにより落札者を決定します。

物品購入及び役務契約の郵便入札の場合は、別に定める「くじによる落札決定の方法（郵便入札方式用）」により、くじ（抽選）で落札者を決定します。

15. 競争入札における見積内訳書の提出について

- (1) 建設工事、工事に係る委託業務及び役務契約の入札については、入札金額の根拠資料となる「見積内訳書」の提出を義務付けています。

入札室にて紙入札を行う場合は入札書の投函前（委任状を求める際と同時）に、郵便入札の場合は入札書と一緒に郵送により、電子入札の場合は入札書提出時に添付ファイルとして、電子入札時の紙入札による場合は入札書と一緒に封筒に入れて提出してください。

なお、建設工事、工事に係る委託業務及び役務契約については「見積内訳書の金額」と「入札書記載の金額」が同一である必要がありますので注意してください。

また、見積内訳書未提出の場合は入札に参加することができません。

- (2) 役務契約については、「見積内訳書」の表紙は、原則、本市がホームページに掲載している様式を使用し、添付する内訳表（必ず添付してください。）は可能な限り金抜設計書の様式を活用してください。

建設工事、工事に係る委託業務については、別途公表している「入札にかかる見積内訳書の取り扱いについて（大津市企業局発注分）」のとおりとします。

- (3) 提出された「見積内訳書」は、その内容が標準的な積算と比較して大幅に異なっている場合等には、内容の説明を求めることがあります。

- (4) 提出された「見積内訳書」は、次のとおり取り扱います。

- ① 提出された後の返却はいたしません。
- ② 提出されたものは、入札関係書類（公文書扱い）として保管し情報公開の対象となります。
- ③ 提出されたものの引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
- ④ 提出されたものは、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合があります。

- (5) 役務契約について、次に該当する入札参加者の入札行為は、無効の取扱いとなります。

未提出の場合	見積内訳書が提出されていない場合
未提出であると認められる場合	見積内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	見積内訳書と無関係な書類である場合
	積算した数量、単価、又は金額が不明である場合
	他の案件に係る見積内訳書である場合

※基本項目（日付、所在地、代表者氏名・商号、委託業務名、委託業務場所等）の誤字、脱字、記載漏れは無効の取扱いとなる場合がありますのでご注意ください。

16. 入札・契約に係る過程等の情報公表

建設工事、工事に係る委託業務、役務の提供に係る契約、物品契約に関し入札に付したものは、結果を建設工事及び工事に係る委託業務は天津市電子入札システムの入札情報公開システムで、役務の提供に係る契約及び物品契約は天津市企業局のホームページで公表しています。

随意契約は、予定価格が 200 万円を超える建設工事、100 万円を超える工事に係る委託契約及び役務の提供に係る契約について見積結果を公表しています。

17. 建設工事の下請業者の社会保険等未加入対策について

社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入または適用除外であることを入札参加申請の登録要件とし、建設工事の受注者（元請業者）及び元請業者が直接締結する下請契約の相手方（一次下請業者）について適用することにより、社会保険等の未加入対策を実施しています。

社会保険等の加入義務があるにもかかわらず、加入していない者を一次下請業者としてはならないことを工事請負契約書に明記し、契約違反があれば、元請業者と下請業者ともに期間を定めて指名競争入札の参加資格を停止する措置を取ります。

18. 見積書等への押印省略について

天津市企業局では見積書等を押印を求めていましたが、令和 4 年 4 月 1 日から「発行責任者及び担当者」の氏名連絡先を明記していただくことにより、見積書等への押印を省略（法令、条例、規則又は要綱等の規定により押印を求めている見積書等を除きます。）することができるとしています。

また、当該明記をしていただき、押印を省略した見積書等の提出方法につきましては、法令、条例、規則又は要綱等の規定により押印を求めている見積書等を除き、電子メール、ファックス、郵送、持参を問わないこととしています。ただし、電子メールによる提出の場合は、真正性確保の観点から PDF 形式の添付ファイルでの提出をお願いいたします。（電子入札においては、入札書提出時に電子入札システムにより提出してください。）

なお、従来の押印による見積書等の提出を望まれる場合、従来どおりの方法での対応を継続いたします。

19. 担当（お問い合わせ先）

天津市企業局契約管財課（電話 077-528-2614）

入札に関する質問及び入札・契約に係る連絡用の E-mail アドレス

[\(nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp\)](mailto:nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp)

※送信した旨を電話で連絡してください。

開庁時間及び当課窓口の対応時間：9 時から 17 時